

ボランティア



Osaka

Vol. 37
2004 Summer

発行 (福)大阪府社会福祉協議会
大阪府ボランティア・
市民活動センター

『特集』

座談会「ボランティア・市民活動の今」

ボランティアコーディネーターが語る



座談会

ボランティアコーディネーターが語る

「ボランティア

市民活動の

今」

私たちの社会にすっかり根づいたボランティア活動。多くの市民が「よりよい社会づくり」のために、あるいは「社会参加と自己実現」のために、ボランティアを初めとした多彩な市民活動に取り組んでいます。

そうした活動のコーディネートにあたるのが、ボランティアコーディネーター。

今回は、さまざまな団体でボランティアコーディネーターの仕事に携わっている方たちにお集まりいただき、「ボランティア・市民活動の今」と「コーディネーターに求められる新たな役割」について語っていただきました。



出席者

高槻市ボランティア市民活動センター 所長	矢形 律子さん
大阪ボランティア協会 市民エンパワメントセンター ボランティアコーディネーター	佐久間陽子さん
特別養護老人ホーム美原荘 ボランティアコーディネーター	萩原 菜緒さん
大阪NPOセンター 事務局長	山田 裕子さん
岸和田市ボランティアセンター	沖藤 政紀さん
司会・大阪府ボランティア・市民活動センター	西原 弘将

ボランティアが広がるなか、ますます重要になっている 「フェイス・オフフェイス」の「コーディネート・セッション」

西原 本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

来年で震災10年を迎えるわけですが、あの震災を契機に、わが国においてもボランティアが定着し、6年前にはNPO法もできました。いわゆる、市民による非営利公益活動は大きな広がりを見せ、学校現場においても、福祉教育、総合的学習などでボランティア体験などが取り入れられるようになってきました。大学においてもボランティア、NPOの講座が開かれています。

そこで本日は、こうした広がりの中で、私どもボランティアコーディネートの仕事に携わる者に、あらためていま何が求められ、その果たすべき新たな役割は何か…などをざくばらんに話し合いたいと思っています。

そこでまず、震災を契機にボランティアの世界はいかに広がっていったのか、そしてその広がりの中で、質的な変化というものもあったのか…といったあたりから話し合いたいと思います。

矢形 それは大きく変化しましたね。まず思うのが、震災を契機に、ボランティアをする人たちの年齢層が大きく広がった。それまでは女性、それも子育てを終えた専業主婦が中心だったと思いますが、震災のとき被災地に多くの若者が駆けつけたよう

に、以降は若者はもちろん、現役サラリーマンやサラリーマンOB、さらに若い女性にも広がっていった。

西原 それは皆さんも感じておられることだと思いますが、さて震災ボランティアが一段落して、いわば「平時」となって約10年が経過するわけですが、最近の傾向として感じられていることはありますか？

矢形 高槻でやっていて思うのが、「二極分化してきている」ということです。結論から言うと、「何か私にできることはないでしょうか」と、以前と同じようにボランティアセンターを訪れる方々と、もう一つは、自分たちで自主的に、何らかの地域活動に取り組んでおられる方々…との二極分化です。後者は、たとえば地域の子育て支援や高齢者支援といった小地域ネットワーク活動などですが、比較的、若い世代というか壮年層の方々が中心になって自発



矢形律子さん

的に取り組んでおられます。それに比べると前者の、センターに来られる方々はシニア層が多く、70代の方も珍しくありません。もちろん40〜50代の方もいらっしゃいますが、シニア層に比べると、40〜50代の皆さんはボランティア登録はされても、なかなか活動に結びつく機会が少ないですね。

それはともかく、言いたいのにはボランティアの広がりのなかで、「地域の支え合いが大切」と考え始めた人は、自分たちで活動を立ち上げられていくわけです。一方、センターを訪れる方は、「自分も何かしなければ」と思っている、何をしたいかがまだ見えていない。そんな二極分化が進んでいるように思いますね。

西原 自発的に何らかの地域活動…といったとき、言われたように小学校区単位の小地域ネットワーク活動である場合が多いようですが、これは我田引水かもしれないが、各市町村ボランティアセンターが果たしてきた役割の成果と言っているのではないのでしょうか。でもその一方では、何をしたいかが「まだ見えていない」方々も多くおられる。佐久間さん、そのあたりについては…。

佐久間 大阪ボランティア協会では、主に関西を中心に広域のボランティアコーディネートをやっていますが、実は最近、この20年間の協会の相談データを分析してみたんです。そうすると、「ボランティアをしないけれど、特に何をしたいかは決まっていない」と相談に来られるケースは、電話





佐久間陽子さん

相談も含めて全体の約40%で、この比率は20年間で大きく変化していない。今後もうした層はかならずいらっしやるわけで、そんな方々に、じつくり耳を傾けて「その

ボランティアがいなければNPOは成り立たない

西原 おっしやる通りだと思いますね。

さて、ご承知のようにNPO法ができて6年が経ち、法人数も全国で1万7000を超えました。そんななかで、ボランティアとNPOはどう違うんだ…という素朴な疑問や、NPOは企業と同じではないのか…といった声も耳にします。

そこで、もともとボランティアの世界で活動されていて、いまはNPOの世界でリーダー的な役割を果たされている山田さん。ざっくりと、そのあたりを説明していただけますか。

山田 2001年からどっ…と増えてき

人の関心をひき出しながらコーディネートする」という私たちの仕事は、依然、重要な役割として続いていくと思います。

そして矢形さんの二極分化のお話を聞いて思ったのが、いまでは大阪ボランティア協会の「主に関西！ボランティア・市民活動情報ネット」*など、インターネットで簡単にボランティア情報を探すができずから、私たちコーディネーターが関与しないところで直接、活動を始めている方も増えているのでは…ということ。ボランティアをやるうと思えば、家にながら、職場にいながら、多くの情報に簡単にアクセスできる。活動の詳しい内容や、受

たNPO法人ですが、多くのNPO法人は、法人格を取得する以前はボランティアとして活動していた団体です。ですから、そこに本質的な垣根はない。まずそのことを申し上げたいですね。

ただ、ボランティアがどちらかと言うと奉仕的なニュアンスがあるのに対して、NPOは自己開発や自己実現といったニュアンスが強い。

一方、有償—無償をめぐる議論（有償ボランティアというのは果たしてあり得るのか否かという議論）が昔からあって、話はややくしくなっているようです。

入れ担当者の名前が明記されているサイトもある。だから、やりたいことが明確な人は、こうした電子媒体を活用していると思います。

でも繰り返しますが、パソコンを使わない人も多くいるわけだし、また画面の無機質な情報に足踏みして、一歩踏み出せない人も多くいらっしやると思うんです。そんな意味からも、私たちの「フェイストロフェイス」のコーディネーションは重要で、ボランティアの裾野を広げていくためにも、今後ますます大切な仕事になっていくと考えています。



山田裕子さん

多くのNPOは組織を維持するために収益活動を行うので、いわゆる有償ボランティアの流れをくんでいる。そのために、無償で奉仕的な活動に取り組んでいるボランティア団体には、「NPOは企業とどう違うの？」という批判的な見方があるようです。

私はいま、コリアボランティア協会とい

*インターネットの主なボランティア情報ネット
大阪ボランティア情報ネットワーク <http://www.osakafusyakyo.or.jp/ovn/>
大阪市ボランティア情報ネットワーク <http://www.osakacity-vnet.or.jp/>
主に関西！ボランティア・市民活動情報ネット <http://cw1.zaq.ne.jp/osakavol/kvnet/>



う任意のボランティア団体と、NPO法人である大阪NPOセンターの、いわば両方の世界に身を置いています。そんな立場から思うのが、無償性にこだわるボランティア活動というものが、いまだからこそ実はもっと大切に考えられてしかるべきではないか、ということですよ。

あるボランティア情報誌で、収益事業としてヘルパー派遣をしているNPO法人のスタッフ募集を、ボランティア情報として扱うべきか否か、という議論がありました。結論からいうと、私は「いかがなものか」と反対した。なるほど、ボランティア団体もNPOも「ミッションを核に組織されたグループ」であるわけですから、申し上げたように、そこに「本質的な垣根」はありません。けれど、この場合のヘルパー募集は、収益事業の部分を担うスタッフを募集する「求人広告」ですよ。微妙なところですが、ときにはこのように、ボランティアの無償性にこだわらないといけない場合がある。このときはそんなケースだと判断して、掲載に反対したわけです。

そして実は、NPOには、無償で組織運営に関わってくれるボランティアの存在が不可欠なんです。アメリカのNPOでは「ボランティア・マネジメント」が組織経営の最大課題と言われているほどで、ボランティアがいなければNPOは成り立たないわけだから、ボランティアとNPOとは対立するものではなく、互いにパートナーとしてあるわけです。

「応募者が何を求めているか」を理解するだけでなく、「施設が何を求めているか」も説明する

西原 大阪NPOセンターの事務局長として、日常、そうした無償のボランティアスタッフのマネジメントをされていると思いますが、ご苦労される点多々ありますか。

山田 さきほどの矢形さんと佐久間さんのお話にも通じますが、漠然と「大阪NPOセンターで何かお手伝いしたい」と言ってくる人は長続きしない。おっしゃったように、明確な目的や目標を持った人ほど長続きするし、また本人も得るものが多いように思います。

大阪NPOセンターでは、勤労者とNPO・ボランティア団体をつなぐ「勤労者コラボレーションセンター」という事業もやっていますが、ここでも佐久間さんが言われたように、ご本人の目的やライフプランをきっちりヒアリングした上でコーディネートした場合は、そうでない場合とでは、受入れ先の評価も違うし、ご本人の満足度も違ってくる。

西原 なるほどね。さて、萩原さんは特別養護老人ホームでボランティアコーディネーターをしておられるわけですが、やはり同様のことは感じておられますか。

萩原 そうですね。私は特養のなかでもデイサービスセンターを担当するコーディネーターなんです。美原荘では「ボランティアコーディネーターマニユアル」というもの



萩原菜緒さん

のを作っているんです。ひと口に「施設ボランティア」と言いますが、活動には、入居者や通所者の話し相手になったり散歩に付き添ったりする「ふれあい活動」から、「クラブ活動の指導と援助」「行事などの補助」、入浴時の整髪や爪切り介助などの「入居者処遇援助」、庭掃除などの「労力提供」など、さまざまなものがあります。

ですから、ボランティア希望者が何を活動の目的としているのか、どんなキャリアと適性を持っておられるか…などを見極めるために「面接」を必ず行います。

そしてその面接では、「応募者が何を求めているか」を理解するだけでなく、「施設が何を求めているか」をかならず説明する。その上で「配置」をし、活動内容を「記録用紙に記入」してもらい、振りかえりのための「ミーティング」も行います。



最近では、福祉系の学校から実習生を受入れることが少なくありませんが、そんなときは「オリエンテーション」や、必要なら「事前トレーニング」もします。

昨今の核家族化のなかで、若い人たちにとってお年寄りも身近な存在ではなくなくなっているわけですが、同時にお年寄りにとっても、若い人が身近な存在ではなくなつて

すべての活動のベースにある、ボランティアな志

いる。でもこうした「受入れ手順」をきっちり踏めば、最初はとまどっていた学生さんたちもすぐに慣れて、お年寄りとの距離感はまたたくまに縮まります。そして気がつけば、双方に笑顔が広がっている。そんな笑顔を見たときに、コーディネートやりがいを感じると思います。

西原 美原荘の「マニユアル」には、「施設はボランティアの応援を必要とする存在であると同時に、ボランティア（市民）のニーズを満たす社会資源にもなる存在である」と記されていますよね。こうした考え方から「地域に開かれた施設運営」という経営方針も出てくるのでしょうか、

「マニユアル」の存在を含め、自らを「社会資源」と位置付ける考え方はかなり先進的で

すよね。

萩原 ありがとうございます。

沖藤 こうした施設がもつともっと増えていくのが望ましいわけですが、ボランティアの積極的な受入れを含めた「地域に開かれた施設運営」という点では、まだまだ施設によってバラツキがあるのが現状です。

施設を運営する法人の考え方によるわけですが、毎年の「夏のボランティア体験プログラム」についても、参加する施設は毎年参加されますが、参加しない施設はいつも参加されません。また参加されても、ボランティアを「費用のかからないマンパワー」ぐらいにしか考えていなくて、美原荘のように「受入れ手順」をしっかりプログラムしている施設は多くない。でも、そうした施設をこれから開拓していくのも、私たち社協ボランティアセンターの仕事ですね。

西原 そうした活動先の開拓と同時に、送り出し側というか、つまり学校や企業の「リソースの開拓」も我々ボランティアセンターの大きな仕事ですすよね。

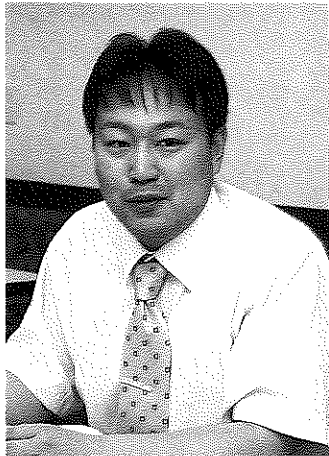
沖藤 最近では、企業も社員にボランティア活動を推奨しています。冒頭に矢形さんが言われたように、以前は女性、それも専業主婦がボランティアの中心だったと思いますが、いまでは退職サラリーマンのみならず、現役の企業人もボランティアの世界に数多く参加されている。

しかし現場を見ていて感じるのが、主婦と元企業人とは、感性の違いというか、どこかで折り合いくらい点があるのかな、ということなんです。サラリーマンは組織で動いてきたので、組織運営という点では一定慣れておられる。ですから自主企画などは、男性が多いボランティアグループに比較的多いように見受けられます。

しかしその一方、いろんなメンバーを包み込んでいく包容力という点では、女性グループのほうに一日の長があつて、男性中心のグループを無言で辞めていかれる女性がいらないわけではない。

つまりボランティアの裾野が広がるなかで、女性と男性、また若い世代と壮年・高齢者、そうした属性の違いを、どう包み込んで組織を運営していくのかはこれから大きなテーマだし、コーディネーターにも求められる課題だと思いますね。

山田 サラリーマンOBの方には「主婦と一緒に会議をすると、議事進行についてイラ



沖藤政紀さん

イラする」と言う人がいますが、主婦と元企業人の特性にはそれぞれ一長一短があつて、どちらがいいとか悪いとかいう問題じゃない。NPO法人を立ち上げたいという人には男性が多いようですが、なかには「法人格を持てば行政の事業委託や各種助成金が獲得しやすくなるから」という人もいて、どうも誤解があるようです。ボランティア

それぞれの分野で活動している人たちを横につなげていく「ネットワークの仕掛け」

西原 そのことを確認しながら、一方では市民がますます多様化していくなかで、いろんな市民活動のスタイルが登場してきている。私たちはその多様化にも対応していかなければならないわけですが…。

沖藤 これまでの福祉ボランティア中心から、環境・教育・国際交流・人権・子育てなど、ボランティアの活動分野も広がっている。地域のコーディネーターとしては、そうしたそれぞれの分野で活動している人たちを横につなげていく「ネットワークの仕掛け」も必要です。

岸和田では、いまホームページを開設しているグループが3つほどあるんですが、ボランティアセンターでは各グループのネットワークも狙いながら、パソコン講座の開講を予定しています。つまり、個人を活動につなげるコーディネーターと同時に、地域の活動を総体としてより活性化さ

ティア団体が進化したものがNPOだ…という誤解ですね。

矢形 そう。高槻でも、活発な活動をしているNPO法人の方が「無理に法人にする必要はない」と盛んに言っておられますが、もう一度、「NPOもそのベースにはボランティア的な志がある」ということを確認しておく必要がありますね。

せていくための「横につながる仕掛け」も、私たちコーディネーターに求められる仕事ではないかと考えています。

佐久間 沖藤さんが言われる「ネットワークの仕掛け」は、私も大切だと思いますね。介護保険や支援費制度がスタートするなかで、サービスの受給者が「制度に切り刻まれている」という印象があるんです。

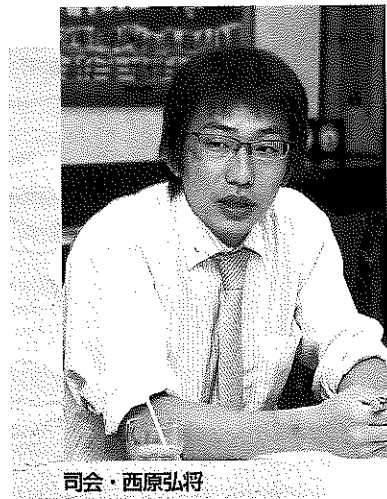
沖藤 そう。たとえばガイドヘルプしても「通院はOKだがイベントなどの社会参加はダメ」といった、制度の縛りがある。そこでヘルパーさんがボランティア登録をして、ボランティアでそれをカバーする…といった事態が発生しています。

佐久間 支援を受ける人が、制度に振り回されているわけです。そうした事態を解消するためにも、「制度」と「制度から自由に動けるボランティア」、「その他の資源」を組み合わせて、ニーズを満たすサポート

の仕組みを、ご本人と共にいかに設計していくか…が私たちコーディネーターの古くて新しい役割になってくると思います。

矢形 そして私たちコーディネーター間の情報交換と、行政との情報共有。高槻市には市民公益サポートセンターというのがあって、ここには「〇〇を教えたい」という人がたくさん来られるそうです。またシルバー人材センターにも多彩なスキルを持つ人がいらっしやるわけで、こうした豊富な人的資源の情報が、今ひとつ共有されていないくらいがある。いつまでも「それぞれが個別に」やっついてはもったいない。

西原 そんな意味からも、いわゆるブラットホームが地域で求められてくるわけですが、今日の座談会をきっかけに、こうした課題解決に向けた新しいアクションに積極的に取り組んでいきたいと思えます。本日は各分野から忌憚のないご意見をいただき、本当にありがとうございました。



司会・西原弘将



参照：『よくわかる地域福祉』（著者：上野谷加代子 松端克文 山縣文治 発行：ミネルバ書房）
 『ボランティア・NPO用語事典』（編集：大阪ボランティア協会 発行：中央法規出版）

ボランティアセンター

ボランティア活動を支援し、活動推進のための基盤整備を行う機関。1962年に徳島県に設置された善意銀行が、わが国におけるボランティアセンターの原形と言われていますが、社会福祉協議会や民間のボランティア協会が早くから設置を進めてきました。なかでも社会福祉協議会はわが国最大のボランティア活動推進機関であり、すべての都道府県と市区町村レベルでも9割を超える社協で設置されています。

社会福祉協議会（社協）

1951（昭和26年）に、民間の社会福祉活動を強化するために各都道府県に設置され、続いて各市町村にも設置されました。現在の社会福祉法においては「地域福祉の推進を図ることを目的とする」と規定され、住民の福祉活動への参加を進めながら、地域福祉活動の中核的な役割を果たしています。

小地域ネットワーク活動

社会福祉協議会が進める住民参加型活動の一つで、小地域（概ね小学校区単位）で高齢者や障害者をはじめ、要援護者を近隣で見守り、その人の在宅生活をサポートしよつとするもの。民生委員・児童委員らによる課題の早期発見と、住民と専門職が協力して地域の支援体制を築いていくという、2つの目的を持っています。

ボランティアコーディネーター

ボランティアをしたい人を活動につなげる専門職で、またボランティアとして活動することのできる技術や知識を伝えること（教育・養成）も重要な仕事になります。所属する機関・団体によって若干の違いはありますが、基本的な役割としては「地域住民のボランティアへの参加促進」と「地域住民の市民としての成熟を支援する」という2つがあげられます。

福祉教育

「社会福祉問題」を学習素材とする、福祉・平和・共生社会の形成に資する教育実践の総称。わが国の福祉教育には2つの流れがあり、児童の健全育成を意図した流れと、地域福祉の推進を意図した流れがあるとされています。中でも後者では、住民が自分たちの生活課題や福祉課題を発見し、解決できる「福祉の主体者」としての自覚を育てる教育がポイントされています。



インターメディアリー

中間支援組織と訳され、ボランティア団体やNPOと、行政・企業などの連携を、仲介者として支援しています。また組織と個人との間も仲介し、人材、情報、資金などの提供を円滑に進める役割も担っています。大阪では社会福祉協議会のボランティアセンターや大阪ボランティア協会、大阪NPOセンターなどが、インターメディアリーとしての役割を担っています。

NPO・NGO

NPOは民間非営利組織を総称するこ
とですが、狭義にはボランティア団体
など、なんらかの市民公益活動をしてい
る団体をさします。よく似た概念にNG
Oがありますが、これはノン・ガバメン
タル・オーガナイゼーションを略したも
ので非政府組織をさし、日本では国際協
力団体や国際交流団体をさして使われる
ことが多いようです。NPOを狭義に
「法人格を有する団体」と理解する人も
いますが、これは明らかな間違いで、N
POであるか否かと法人格の有無とは直
接的には関係ありません。

**特定非営利活動促進法
(NPO法)**

1995年の阪神・淡路大震災では、
延べ130万人以上のボランティアが活
躍し、この年は「ボランティア元年」と
もいわれました。そこで、こつした民間
のボランティア活動の促進を図るべ
く、1998年に制定されたのがこの法
律です。これにより市民団体が容易に法
人格を取得できるようになり、現在では
全国で1万7000以上の特定非営利活
動法人（大阪府内では1290法人／平
成16年3月末現在）が、定められた17の
分野で活動しています。

プラットフォーム（構想）

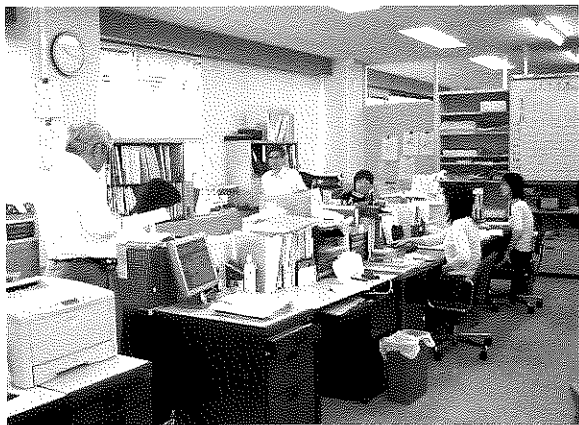
地域における住民の生活を支援するに
は多様なサービスが必要であり、さまざ
まなボランティア推進機関や行政、専門
機関、NPO、住民が、それぞれの活動
の枠を越えて連携・協働していくことが
望まれます。こうした連携・協働をめざ
す仕組みがプラットフォーム（構想）で、
結果としてサービス受給者にキメ細かな
総合的な対応が実現できるとされています。

協働

現在では広辞苑にも載る言葉になりま
したが、それぞれ立場は異なっても、あ
る課題の解決に向けて連携してアクショ
ンを起こすときに使われます。同類語に
「共同」と「協同」がありますが、前者
は一般に、ある仕事を一緒に行うときな
どに使われ（共同作業など）、後者は目
的や方法の共有に基づいて行動する場合
など（協同組合など）に使われます。こ
れに対して協働は「企業とNPOの協働」
「行政と市民の協働」などのように、セ
クターを越えて連携する場合などに多く
使われています。ただし「地域協働」と
いった場合は、異なる課題に取り組んで
いるボランティア団体やNPOが横に連
携（つながる）ことをさし、この場合は
「セクター内の協働」ということになり
ます。いずれにせよ「立場を越えて連携
する」のが協働、と覚えておきましょう。

**地域福祉計画・
地域福祉活動計画**

さまざまな経緯を経ながらも、現在で
は、地域福祉に関する行政計画を「地域
福祉計画」とし、住民が主体となり社会
福祉協議会が中心に策定する地域福祉活
動のための計画を「地域福祉活動計画」
と呼んでいます。ポイントは「市民参画」
というコンセプト（概念）であり、行政
計画である「地域福祉計画」に市民が積
極的に参画し、住民が主体となって策定
する「地域福祉活動計画」は行政が積極
的にサポートすることが重要とされ、今
ではこうした両者の協働による「新たな
公共概念」が模索されていると言ってい
てでしょう。



北摂

年長者に寄り添う ボランティア

島本町



給食ボランティア活動風景

コスモス、さくら、すみれ、なでしこ、やまぶき)に分かれ、月に1回のペースでお弁当づくりを行い、民生委員と会場運営を行う「受付」ボランティア、食事前に様々なレクリエーション(童謡、体操指導、小物づくり等)を行うボランティアと協力しながら、事業運営のお手伝いをしています。

調理活動前日には、決められた金額でメニューを考え、買物をして当日お弁当作りを行います。

また、活動日は、当番で決まり、第1〜第4水曜日、第2、第4木曜日のどれかで、午前9時〜午後2時頃までです。

給食ボランティアの活動は、給食サービス事業(65歳以上ひとり暮らし年長者、70歳以上単一夫婦世帯の会食会)のお弁当づくりです。

この事業は、島本町の事業で、独居生活からくる孤独感と、健康管理のための食生活指導から、民生委員児童委員協議会が、社協と共同で昭和52年から開始しました。

その後、昭和56年には、社協のボランティアセンター(当時は給食サービス運営委員会)が、主体となります。これら、今の形となりました。

現在6つの調理グループ(あおばB、



運転ボランティアの方とリフトカー

笑顔が絶えない調理場が活動の充実感を表しています。興味を持たれた方、お料理好きな方はお気軽にお問合せ下さい。

また運転ボランティア活動も活発で、広報車(スピーカー付自動車)で(高浄より寄贈)の運転や、車いす利用の方の移送手伝いに、島本ライオンズクラブ、大阪府民共済から寄贈頂い

た、リフトおよびスロープ付自動車の運転を行っています。活動は、平日のお昼間中心に依頼に応じて随時行っています。

両活動とも年長者に寄り添うボランティアとして信頼も厚く、地域でこれからさらなる活躍が期待されています。

河北

歌体操を通じて 地域の高齢者と交流するボラ ンティアグループ H A N D

交野市

平成12年4月にグループを結成、地域の老人福祉施設を訪問して、いきいき歌体操を紹介する活動を始めて、はや4年が経ちました。

交野・寝屋川・枚方市の仲間(6名)が中心になって発足したグループの名称「HAND」の由来は、Have a nice day!(〇)機嫌いかがですか!という英語の挨拶言葉からイニシャルをとって名づけたものです。

施設へ訪問する時の挨拶を、いつも大切にしようという想いからでした。「手を取り合って地域の福祉にささやかな手を差し伸べよう」という気持ちも添えて...

「寝たきりにならないさせないつ



くらない」をモットーにする歌体操は、介護保険の社会を迎え、老人福祉施設プログラムとして受け入れていただき、一度ご紹介すると継続しての

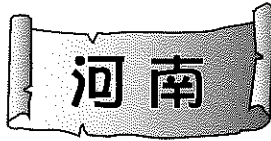
訪問を求められることが多く、特に利用者の方々のお喜びの姿と「また来てね」というお声に励まされながら続けてまいりました。

今では地域の高齢者サークルの活動に採用していただくことも増えており、お元気な高齢者の老化防止にも一役かっているところです。

歌体操ボランティアは、地元の賛同者を受け入れ、現在は43名の大所帯に成長して全員が楽しく活動しています。

歌体操は季節感を先取りした選曲で、老いも若きもみんなが学んできた唱歌や、昔の思い出が溢れる懐かしい歌謡曲を大声で唄い、まずは心身のリラクセスをはかります。

歌体操の部分は、唱歌やナツメロを体操曲にして、手指・腕・肩・頸・脚など体の部位を順番に無理なく動かしていただき、約1時間のプログラムを、



河南

学校とボランティアとの交流

羽曳野市

平成7年に教育委員会より要請があり、私たちボランティア連絡会と学校との交流が始まりました。

小学1年生を対象に、「昔あそび」として、お手玉、なわとび、竹馬、ゴ

「唄って笑って 楽しく過ごしていた」ように工夫して活動しています。昨年1年間に、259回活動し、8,083名の方々と交流することができました。これからも、地域社会のニーズに沿っていきいきと活動してまいります。

【グループのホームページ】
<http://www.beahihone.jp/hkkuho/>



ム跳び、けん玉、独楽まわし、まりつき、おほじき、めんこ、割り箸てっぼう…それぞれボランティアが担当しました。



竹馬、お手玉はボランティアが手づくりしました

小学4年生は「地域で活動している人々」をテーマに、公民館で牛乳パック回収グループを見学し、ボランティアを始めた動機、パックを回収する目的等を熱心に質問してくれました。

ボランティアは、「牛乳パック何枚でトレットペーパー一つになると思う？」と、クイズのように話して、楽しく過ごすことができました。



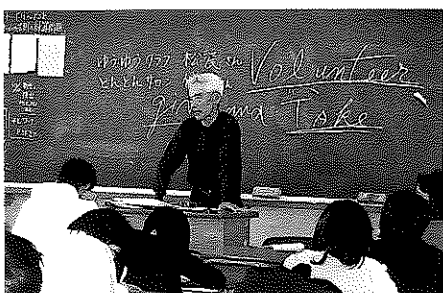
私たちは子育ても終り、少し振りに元気な子どもたちに会って少し緊張しましたが、いまでは学校訪問を楽しみにしています。

中学校では総合的学習の時間で「ボランティアとは？」

羽曳野市のボランティア活動について、各グループが具体的に紹介したり、最後に、子どもたちが自分に向いているボランティアをワークシヨップで楽しみながらみつめているようです。

また中学校の先生方30名が、ボランティア授業をするにあたり要請があり、ボランティア連絡会役員と社協のボランティアコーディネーターと3人で羽曳野市のボランティアについてお話をしに行きました。

今後も、学校より要請があれば、微力ながら次代を担っていく子どもたちに役立てれば、と喜んで協力していくつもりです。





泉州
市民に寄り添う
ボランティアセンター
『アイ・あいロビー』
和泉市

『アイ・あいロビー』は、市民のボランティア活動の拠点として、平成10年3月に開設されました。開設以来、全国的にも先駆けた施設として、他県・他市からの視察も多く、和泉市民の利用や活動登録は勿論、近隣他市で活動するボランティアグループの利用もあり、幅広い分野のグループが、当施設を交流の拠点として活用しています。

当市では市社協から、ボランティアセンターだけが独立して運営され、開設以来6年間、市民活動のサポートセンターとしての

されてきました。そして、今年度からは新体制に移行し、市民で構成されたボランティア・アドバイザーが中心となり、当施設の運営・管理を行っています。これからは今まで以上に、「市民に寄り添うボランティアセンター」として機能し、市民の身近な施設として利用して頂けることを願っています。

今後、ボランティア・市民活動が、

社会において益々重要な役割を担っていくことでしょう。そんな中、『アイ・あいロビー』が多くの市民の方々から親しまれ、様々な『出合い』の場として活用され、ボランティア活動の「メッカ」といわれるような施設になることを期待しています。

みなさん、お近くにお越しの際には、ぜひお立ち寄り下さい。市民スタッフ一同、『素敵な出会い』をお待ちしています。お気軽にどうぞ…。

アイ・あいロビー運営委員会
運営委員長 池辺 豪俊

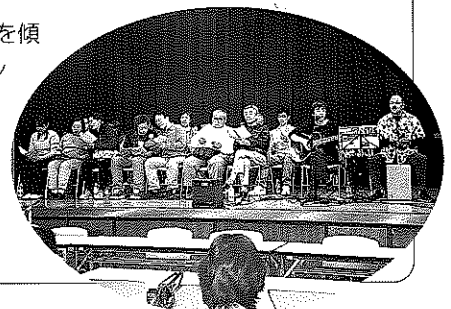
平成16年度 大阪府市町村ボランティア連絡会
総会を開催

5月21日、大阪社会福祉指導センター5階ホールにおいて、平成16年度大阪府市町村ボランティア連絡会の総会が開催されました。



平成15年度の事業報告、収支決算報告、ならびに16年度の事業計画案、収支予算案が満場一致で採択され、続く第2部では、八尾の精神障害者地域生活支援センター「ちのくらぶ」の皆さんによる、トーク&ライブがくり広げられました。

精神障害者当事者が語る体験談に耳を傾けたあとは、「ちのくらぶ」が誇るバンド「ちのちのクラブ」の楽しいライブ。次々と演奏されるオリジナル曲の楽しいリズムにあわせて、会場からは手拍子と大きな拍手が送られました。



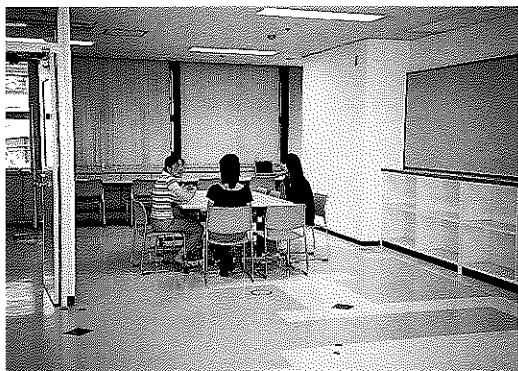
交野市の栗原さんに緑綬褒章

交野市ボランティアグループ連絡会の前会長、栗原清美子さんが、春の緑綬褒章を受賞されました。緑綬褒章はボランティア活動に功績のあった人等に送られるものですが、栗原さんは昭和52年の交野市ボランティア協会発足以来リーダーシップを大いに発揮され、交野市のボランティア活性化に多大な貢献をされました。今回の受賞はそうした活動が評価されてのものであり、心よりお祝い申し上げます。

「堺市民活動サポートセンター」が 7月1日にオープン



堺市社会福祉協議会では、ボランティア・市民活動の拠点として、「堺市民活動サポートセンター」を7月1日にオープン。堺市総合福祉会館2階に開設された同センターは、活動に必要な会議室や、印刷・会報づくりなどを行う作業室の貸出、団体が利用できるロッカーやメー



ルボックスなどが設置されています。

また、事務所や簡易事務所の安価な貸出も行われ、合わせて、情報コーナー・交流コーナーもあり、市民活動をサポートする体制が整備されました。

事務所スペース（約20㎡・月額21000円）は4室の定数に対して10団体からの申し込みがあり、ロッカーも10個（月額525円）に対して16団体から希望があるなど、いずれも抽選で利用団体が決められるという盛況ぶり。会議室（無料）もすでに約40団体からの予約申し込みが入っているなど、いままで活動場所の確保に悩んでいた市民活動団体にとっては、センターの開設が活動に弾みがつくものと好評です。

ボランティア情報満載

大阪ボランティア情報ネットワーク

<http://www.osakafusyakyo.or.jp/ovn/>

たくさんのアクセスをお待ちしています



まだ間に合います！
夏のボランティア体験
プログラム

大阪府ボランティア・市民活動センター、もしくは地域の社会福祉協議会ボランティアセンターに、約460のプログラムを紹介する冊子を用意しています。お気軽にお問い合わせください。

大阪府ボランティア・市民活動センター
TEL 06-6762-9631

ボランティア・市民活動保険のごあんない

取扱保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

ボランティア活動中の事故に備えて ボランティア保険													
補償内容	ボランティアがボランティア活動中に、①偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」、②第三者の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」、③ボランティア活動中に死亡し、「傷害保険」の給付対象にならない場合の「死亡見舞金」の3つの制度がセットされています。												
補償金額	<table border="1"> <tr> <th>損害部分</th> <th>Bプラン</th> <th>Cプラン(天災担保)</th> </tr> <tr> <td>本人のケガ</td> <td>死亡・後遺障害 2,445.6万円 入院(1日あたり) 8,700円 通院(1日あたり) 5,600円 手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額</td> <td>死亡・後遺障害 1,102.4万円 入院(1日あたり) 5,900円 通院(1日あたり) 3,800円</td> </tr> <tr> <td>特定感染症</td> <td>補償します</td> <td>補償します</td> </tr> <tr> <td>天災</td> <td>×</td> <td>補償します</td> </tr> </table>	損害部分	Bプラン	Cプラン(天災担保)	本人のケガ	死亡・後遺障害 2,445.6万円 入院(1日あたり) 8,700円 通院(1日あたり) 5,600円 手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額	死亡・後遺障害 1,102.4万円 入院(1日あたり) 5,900円 通院(1日あたり) 3,800円	特定感染症	補償します	補償します	天災	×	補償します
	損害部分	Bプラン	Cプラン(天災担保)										
	本人のケガ	死亡・後遺障害 2,445.6万円 入院(1日あたり) 8,700円 通院(1日あたり) 5,600円 手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額	死亡・後遺障害 1,102.4万円 入院(1日あたり) 5,900円 通院(1日あたり) 3,800円										
	特定感染症	補償します	補償します										
天災	×	補償します											
賠償部分	<table border="1"> <tr> <th>対人</th> <th>対物</th> </tr> <tr> <td>対人、対物共通 最高 4億円</td> <td>対人、対物共通 最高 4億円</td> </tr> </table>	対人	対物	対人、対物共通 最高 4億円	対人、対物共通 最高 4億円								
対人	対物												
対人、対物共通 最高 4億円	対人、対物共通 最高 4億円												
見舞金	死亡 30万円												
掛金	ボランティア1名 年間(中途加入でも同じ) 500円 / 700円												
加入できる人や対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> 無償であること(交通費、食事代など除く) 自助活動ではないこと 活動のための会議や、往復途上も含む 												
保険有効期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで (中途加入の場合は受付日の翌日から)												

各種イベント参加者の補償に ボランティア・市民活動行事保険																									
補償内容	ボランティア団体や各種の市民団体が主催する行事の参加中に、①参加者が偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②主催者または参加者が第三者の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」の2つの制度がセットされています。																								
補償金額	<table border="1"> <tr> <th>損害部分</th> <th>I型(宿泊なし)</th> <th>II型(宿泊あり)</th> </tr> <tr> <td>本人のケガ</td> <td>死亡 500万円 後遺障害 15~500万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円 手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額</td> <td>死亡 500万円 後遺障害 15~500万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円</td> </tr> <tr> <td>賠償部分</td> <td>対人 1名あたり 最高1億円 1事故あたり 最高2億円</td> <td>対人 1名あたり 最高1億円 1事故あたり 最高2億円</td> </tr> <tr> <td>対物</td> <td>1事故あたり 最高500万円</td> <td>1事故あたり 最高500万円</td> </tr> </table>	損害部分	I型(宿泊なし)	II型(宿泊あり)	本人のケガ	死亡 500万円 後遺障害 15~500万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円 手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額	死亡 500万円 後遺障害 15~500万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円	賠償部分	対人 1名あたり 最高1億円 1事故あたり 最高2億円	対人 1名あたり 最高1億円 1事故あたり 最高2億円	対物	1事故あたり 最高500万円	1事故あたり 最高500万円												
	損害部分	I型(宿泊なし)	II型(宿泊あり)																						
	本人のケガ	死亡 500万円 後遺障害 15~500万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円 手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額	死亡 500万円 後遺障害 15~500万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円																						
	賠償部分	対人 1名あたり 最高1億円 1事故あたり 最高2億円	対人 1名あたり 最高1億円 1事故あたり 最高2億円																						
対物	1事故あたり 最高500万円	1事故あたり 最高500万円																							
見舞金	死亡 本人の																								
掛金	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="2">I型</th> <th colspan="3">II型</th> </tr> <tr> <td>A区分</td> <td>30円</td> <td>1泊2日 248円</td> <td>4泊5日 328円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B区分</td> <td>128円</td> <td>2泊3日 256円</td> <td>5泊6日 336円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C区分</td> <td>251円</td> <td>3泊4日 264円</td> <td>6泊7日 344円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		I型		II型			A区分	30円	1泊2日 248円	4泊5日 328円			B区分	128円	2泊3日 256円	5泊6日 336円			C区分	251円	3泊4日 264円	6泊7日 344円		
	I型		II型																						
A区分	30円	1泊2日 248円	4泊5日 328円																						
B区分	128円	2泊3日 256円	5泊6日 336円																						
C区分	251円	3泊4日 264円	6泊7日 344円																						
加入できる人や対象となる活動	ボランティア団体や市民団体が主催する行事 (スポーツ活動や自助活動も含む)																								
保険有効期間	行事期間中 (開催1週間前までに受付が必要)																								

各種NPO団体等の活動に 非営利・有償活動団体保険													
補償内容	ボランティア保険の対象外で、有償活動を行う団体が活動中に、①スタッフが偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②利用者などの身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」がセットされています。												
補償金額	<table border="1"> <tr> <th>損害部分</th> <th>Aプラン</th> <th>Bプラン</th> </tr> <tr> <td>本人のケガ</td> <td>死亡 202万円 後遺障害 6~202万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円 手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額</td> <td>死亡 500万円 後遺障害 15~500万円</td> </tr> <tr> <td>賠償部分</td> <td>対人 1名あたり 1億円 1事故あたり 2億円</td> <td>対人 1名あたり 1億円 1事故あたり 2億円</td> </tr> <tr> <td>対物</td> <td colspan="2">500万円</td> </tr> </table>	損害部分	Aプラン	Bプラン	本人のケガ	死亡 202万円 後遺障害 6~202万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円 手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額	死亡 500万円 後遺障害 15~500万円	賠償部分	対人 1名あたり 1億円 1事故あたり 2億円	対人 1名あたり 1億円 1事故あたり 2億円	対物	500万円	
	損害部分	Aプラン	Bプラン										
	本人のケガ	死亡 202万円 後遺障害 6~202万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円 手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額	死亡 500万円 後遺障害 15~500万円										
	賠償部分	対人 1名あたり 1億円 1事故あたり 2億円	対人 1名あたり 1億円 1事故あたり 2億円										
対物	500万円												
見舞金	死亡 本人の												
掛金	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>Aプラン</th> <th>Bプラン</th> </tr> <tr> <td></td> <td>4,900円</td> <td>6,300円</td> </tr> </table>		Aプラン	Bプラン		4,900円	6,300円						
	Aプラン	Bプラン											
	4,900円	6,300円											
加入できる人や対象となる活動	営利目的ではないが利用者から実費を超える報酬を得ている活動、団体												
保険有効期間	毎年4月1日から翌年4月1日まで (中途加入者は翌月15日~)												

移送サービス活動に 移送中事故傷害保険													
補償内容	移送サービス事業の活動中に、車輛に搭乗中の加入者や利用者がケガをした場合、実施主体の責任の有無に関係なく補償します。												
補償金額	<table border="1"> <tr> <th>損害部分</th> <th>I型(車輛特定)</th> <th>II型(車輛不特定)</th> </tr> <tr> <td>本人のケガ</td> <td>死亡 266.1万円 後遺障害 7.9~266.1万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円 手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額</td> <td>死亡 192.4万円 後遺障害 5.7~192.4万円</td> </tr> <tr> <td>賠償部分</td> <td>対人</td> <td>対人</td> </tr> <tr> <td>対物</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	損害部分	I型(車輛特定)	II型(車輛不特定)	本人のケガ	死亡 266.1万円 後遺障害 7.9~266.1万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円 手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額	死亡 192.4万円 後遺障害 5.7~192.4万円	賠償部分	対人	対人	対物		
	損害部分	I型(車輛特定)	II型(車輛不特定)										
	本人のケガ	死亡 266.1万円 後遺障害 7.9~266.1万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円 手術保険金/入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額	死亡 192.4万円 後遺障害 5.7~192.4万円										
	賠償部分	対人	対人										
対物													
見舞金	死亡 本人の												
掛金	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>I型</th> <th>II型</th> </tr> <tr> <td></td> <td>2,000円 (車定員1名あたり)</td> <td>2,000円 (記名利用者1名あたり)</td> </tr> </table>		I型	II型		2,000円 (車定員1名あたり)	2,000円 (記名利用者1名あたり)						
	I型	II型											
	2,000円 (車定員1名あたり)	2,000円 (記名利用者1名あたり)											
加入できる人や対象となる活動	移送サービスを実施するサービス実施主体の運転者、同乗のスタッフがその利用者												
保険有効期間	毎年4月1日から翌年4月1日まで (中途加入者は翌月15日~)												

市町村の社会福祉協議会へ保険料とともに申し込みにください



三井住友海上火災保険株式会社

ホームページ www.ms-ins.com カスタマーセンター ☎ 0120-63-2277

携帯電話・PHSからはTEL.03-3615-3111 受付時間 平日9:15~20:00 土日祝日9:15~17:00

各種損害保険・生命保険取扱 島本保険事務所

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
大阪センタービル2階(伊藤忠ビル)

TEL.06-6252-4520 FAX.06-6245-4686